

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、維持することを重要な施策としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社致知	634,400	26.44
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	248,900	10.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	150,900	6.29
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	100,600	4.19
DALTON KIZUNA(MASTER) FUND LP	75,600	3.15
SICAV ESSOR JAPON OPPORTUNITES	65,000	2.71
KSD-NH	47,700	1.99
エーワン精密従業員持株会	35,800	1.49
竹内忠夫	32,700	1.36
中西崇介	32,600	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 <span>更新</span>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
倉橋 幹郎	他の会社の出身者										<input type="radio"/>
鈴木 誠	他の会社の出身者										<input type="radio"/>
土屋 二郎	他の会社の出身者										<input type="radio"/>

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉橋 幹郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	金融機関出身であり、会計面での専門知識を有し、多数の企業を担当してきた経験から、客観的で透明性のある監査を実施できるものと判断して、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
鈴木 誠	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	税務署出身であり、主に税務・会計面での客観的な監査が可能なことと、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が全くないため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

土屋 二郎	○	○	—	製造現場での経験が長く、企業経営も関与し豊富な経験や実績、幅広い知識と相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立的視点から社外取締役としての職務を遂行されるものと判断しております。また、同氏は取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選定しました。
-------	---	---	---	--

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、業務執行取締役等からは独立した立場を確保する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取り扱いを受けることがないようにする。
- 監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は四半期の監査時期には、定期的に接触し、情報交換や必要に応じて打ち合わせを実施し、連携して相互の監査の実効性を高めております。監査等委員である常勤社外取締役は概ね月に二度のペースで内部監査部門と情報交換又はヒアリング等により業務の状況・適正性を連携し確認しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与如何によって経営に対する貢献度が変わるとは思われないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

前期における当社取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。  
取締役(監査等委員を除く) 4名 72,640千円(役員退職慰労引当金 12,090千円を含んでおります。)  
取締役(監査等委員) 3名 10,540千円(うち社外取締役 2名 3,940千円)

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、各役職ごとにその職務内容、権限と職責、事業環境、職務遂行状況等を取締役会において検証し、討議の結果決定することとしております。現任の業務執行取締役については、ここ12年前後で前経営陣から経営を引き継いでいます。リーマンショック後、世界の製造業を取り巻く事業環境が大きく変化し、より不確実性が高まるなか、業務執行の幅を広げ事業環境の変化に対応するとともに、事業利益を計上することに注力して、固定報酬は抑えております。

業績連動報酬としては当期の営業利益を基準に役員賞与を支給しております。一定額を賞与原資として、当期の営業利益の対前期比増減率を加減した額を役員賞与としております。各取締役への配分は取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務内容、職責等を勘案して、監査等委員会の同意のもと取締役会で決定しております。

当社はその他に役員退職慰労金制度を採用しております。これは当社の行っている機械工具製造・販売事業が、安定した高品質と妥当な価格、確実な納期対応を長期にわたり継続することで初めて、顧客企業から信頼を得ることができたため、中長期的に着実な対応が必要となります。そのため、当社の取締役には、中長期的な視野のもと着実で実効性のある職務執行が求められます。各期ごとの固定報酬を抑える一方で、長期的な職務遂行に対する報酬として役員退職慰労金を内規により取締役会で決定し、支給しております。

なお当社の取締役の報酬等の額は、2015年9月27日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、年額100,000千円以内とすることを決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年9月27日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、社内的重要事項・方針等の情報を管理グループより文書あるいは口頭にて報告しております。  
また、社外取締役より資料の提出、説明等の要請があった場合には、即時対応するようにしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

### (1) 業務執行の状況

当社の取締役会は原則毎月1回以上開催し、経営全般にわたる方針、計画等の討議決定、月次業績報告及び市場動向・顧客情報等の報告を行っております。  
また、必要に応じて経営会議が開催され、経営環境の変化などに迅速かつ的確に対応しております。

### (2) 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、内部管理体制の強化を図り、経営活動の信頼性・効率性を確保するため、内部牽制機能が適切かつ合理的に機能する組織体制を構築いたしております。また、社内規程の整備状況につきましては、社内業務全般にわたり諸規程を体系的に整備し、明文化されたルールのもとで、各職位が権限と責任を持って業務を遂行しております。

管理グループが社長の任命を受け内部監査を担当しており、担当者は必要に応じて監査等委員会及び監査法人との調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。また、1年に最低1回は社内の各部署の内部監査を管理部において実施し、社内規程にしたがって業務が遂行されているか確認を行っております。

### (3) 外部監査状況

当社が監査法人A&Aパートナーズと締結した公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は14,000千円であります。また、当該業務以外の業務に基づく報酬はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定社員 業務執行社員:岡 賢治、町 田 真友(監査法人A&Aパートナーズ)

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士5名 その他監査従事者 2名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社では、監査等委員である社外取締役3名が取締役会に出席し議決権行使することで、業務執行取締役の職務執行に対する監督を強化するとともに、一方で重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することで経営の意思決定と業務執行の機動性を確保し、有効なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、株主様にできるだけご参加いただけますように土曜日の設定と致しております。(第29期定期株主総会は、2019年9月21日土曜日午後1時より開催致しました。)
その他	当社公式サイトに株主総会招集ご通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	一年に1回の定期的な説明会を日本アナリスト協会主催で開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・株主総会招集通知・有価証券報告書・四半期報告書・アナリスト・機関投資家向け説明会の要旨及び説明会資料等を掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名で監査委員会を設置しております。監査等委員である取締役は全ての取締役会に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行の監督をし、必要に応じて意見を述べ、社内の内部監査部門、会計監査人と連携をして実効性のある監査を行っております。

また、社内機関による定期審査に加えて、内部品質監査も定期的に実施しております。内部品質監査は製造部門、営業部門等の品質マネジメントシステムの遵守状況、有効性をチェックし、継続的改善を図ることを目的として、隨時十分な管理が行われる体制になっております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1). 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- (2). 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

買収防衛策は導入しておりません。

